

空き家は放置せず、「仕舞う」・「活かす」で住みよい町に

除却

活用



「空き家」は身近な問題

以下のようなことをきっかけに空き家が増加しています。

実家を相続した



1人暮らしの親が施設に入居した



空き家は、以下のような理由からそのまま放置しがちです。

解体費用をかけたくない



家財・荷物を片付けられない



将来自分や親族が使うかもしれない



空き家で困らないために

空き家で困らないためには、自宅や実家の将来について家族と早くから話し合い、空き家になった場合は「仕舞う」（除却）、「活かす」（活用）の行動を取ることが大切です。また、当面の間「仕舞う」（除却）、「活かす」（活用）ことができない場合は、空き家の適切な管理が不可欠です。

ご自身での対処が難しい時は、不動産、相続などの専門家に相談しましょう。地域の迷惑とならないよう、空き家は放置せず、早めに行動しましょう。

相談先：奈良県司法書士会、奈良県行政書士会、奈良県宅地建物取引業協会 など



「空き家」を放置するリスク

空き家を放置することには、様々なリスクがあります。資産価値が低下し、売買等が困難になるほか、地域に迷惑をかけるおそれもあります。



枝のはみだし



倒壊



ねずみ・害虫など



景観の悪化

王寺町の制度を活用して、空き家対策してみませんか？ → [裏面へ](#)

王寺町の空き家に関する各種制度のご案内

空き家バンク

空家等の所有者等に「全国版空き家・空き地バンク」への登録を推奨しています。王寺町内に空家等を所有等されていて、「売りたい」「貸したい」という方は、ぜひ、まちづくり推進課までご連絡ください。

▼町公式サイト
(空き家・空き地バンク)



老朽空き家除却補助金

耐震性が不足している町内の老朽空き家の除却を推進し、住民の安全で安心な居住環境の形成を図るため、老朽空き家の除却工事を行う所有者等に対し、除却工事費用の一部を補助します。

▼町公式サイト
(老朽空き家除却補助金)



<補助対象となる建物>

昭和56年5月31日以前に着工された町内の木造住宅であること

<補助金額>

除却工事に要する費用の2分の1以内で上限30万円

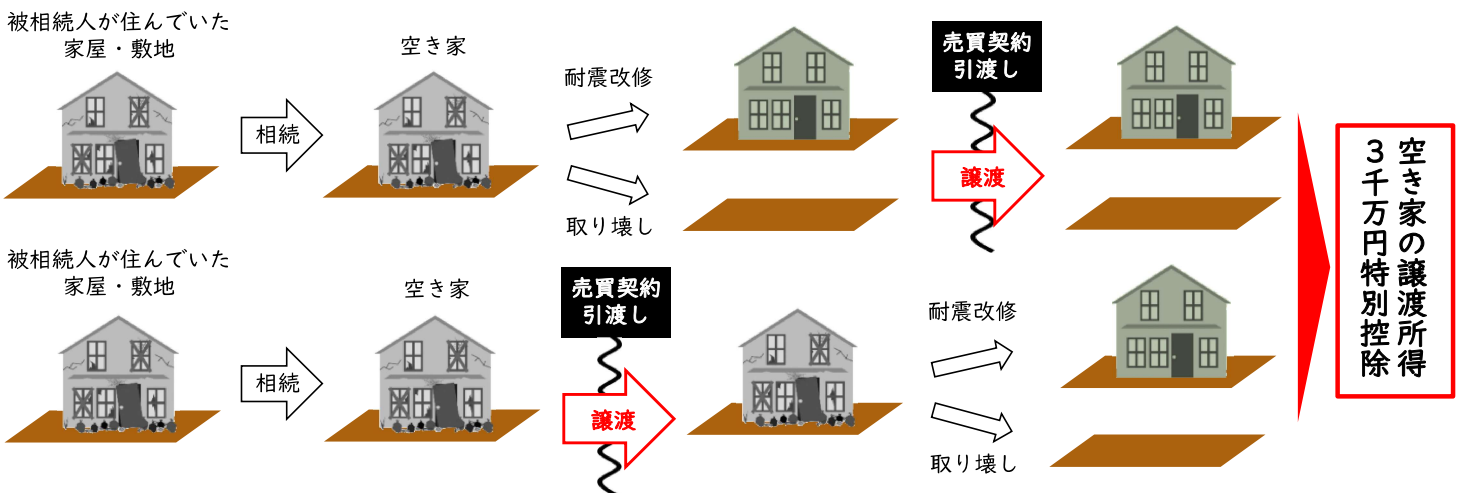
空き家の発生を抑制するための特例措置(空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除)

被相続人の居住の用に供していた家屋及びその敷地等を相続した相続人が、相続開始の日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに、一定の要件を満たして当該家屋又は土地を譲渡した場合には、当該家屋又は土地の譲渡所得から3,000万円を特別控除します。

▼国土交通省ホームページ
(3,000万円特別控除)



<措置のイメージ>



お問合せ先

王寺町役場 未来都市創造部 まちづくり推進課

TEL : 0745-73-2001 FAX : 0745-32-6447

Mail : sumai@town.oji.nara.jp

※なお、このお知らせは王寺町内に固定資産を所有されている方全員に同封しています。